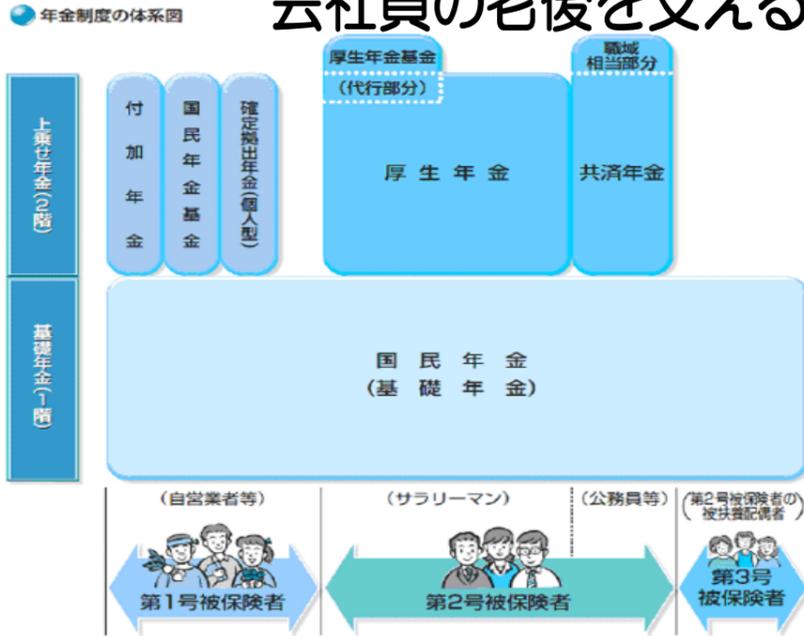


## 会社員の老後を支える厚生年金とは…



公的年金は「2階建て構造」と言われていて、20歳以上の全ての人が加入する国民年金(基礎年金)に加え、会社員は厚生年金、公務員は共済年金に入ります。国民年金だけの自営業者や農業の人に比べて、保証が手厚くなっています。原則として民間企業の正社員が対象ですが、2016年10月から週20時間以上働き、一定の条件を満たした人は、厚生年金に入れるよう法律を改正しました。約25万人のパート労働者が、新たに対象者になります。厚生年金は、民間企業で働く勤労者のための公的年金。

勤労者が老・障害・死亡により賃金を喪失した場合、本人または家族の生活の安定のため年金給付を行います。厚生年金や共済年金(国家公務員、地方公務員、私立学校の一部)に加入している人は、天引きされている保険料の中に、国民年金保険料が含まれています。厚生年金や共済年金の加入者は、国民年金(第2号被保険者)に自動的に加入していることになります。ですから、厚生年金や共済年金を受け取れる人は、国民年金(基礎年金)を併せて受け取れます。

### 公的年金の給付の種類

公的年金には、老齢給付以外にも障害給付・遺族給付があり、所得の喪失、または、減退に対して給付を行う仕組みとなっていて、高齢者に限らず受給することができます。

	基 礎	厚 生
老 齢	<b>老齢基礎年金</b> 保険料納付済期間などに応じた額	<b>老齢厚生年金</b> 保険料納付済期間・賃金※1に応じた額
障 害	<b>障害基礎年金</b> 障害等級※2に応じた額 <small>障害基礎年金は、保険料納付期間に関わらず、老齢基礎年金の満額を受け取ることができる。</small>	<b>障害厚生年金</b> 賃金※1・加入期間・障害等級※2に応じた額 <small>加入期間が300ヵ月(25年)未満の場合は、300ヵ月(25年)として計算する。</small>
遺 族	<b>遺族基礎年金</b> 老齢基礎年金の額と同額 <small>遺族基礎年金は、保険料納付期間に関わらず、老齢基礎年金の満額を受け取ることができる。</small>	<b>遺族厚生年金</b> 亡くなった方の老齢厚生年金の4分の3の額 <small>加入期間が300ヵ月(25年)未満の場合は、300ヵ月(25年)として計算する。</small>

※1 賃金とは、正確には「平均標準報酬額」といい、加入期間中の給与と賞与(ボーナス)の平均額のことをいう。  
 ※2 障害等級は、基礎年金と厚生年金で共通。障害厚生年金(2級以上)受給者は、同時に障害基礎年金を受給できる。  
 注) 基礎年金は全国民が共通して受け取るが、厚生年金は会社員など厚生年金に加入している人が受け取る。公務員など共済年金に加入している人は、厚生年金ではなく共済年金を受け取る。

## 国民年金よりも厚生年金がお得



厚生年金や共済年金に加入している人は、天引きされている保険料の中に、国民年金保険料も含まれています。つまり、厚生年金や共済年金の加入者は、国民年金(第2号被保険者)に自動的に加入しているのです。ですから、厚生年金や共済年金を受け取れる人は、国民年金(基礎年金)を併せて受け取れるのです。



老齢厚生年金

厚生年金保険料額は、標準報酬月額×保険料率で計算され、事業主と被保険者で半分ずつ負担します。

老齢基礎年金

国民年金が1階建ての年金になっていて、2階建ての年金をもらうためには、自分で付加年金や国民年金基金、確定拠出年金(個人型)等をかけなければならぬのに対して、厚生年金の方は、最初から2階建ての年金になっています。しかも、厚生年金の**保険料を会社が半分負担してくれる**という特典までついているので、年金としてもらえる金額に対して、自分が負担する保険料が少なくて済むので、国民年金加入者よりお得なのです。

### 厚生年金加入者は何歳から受け取れる?

生年月日		定額部分	報酬比例部分
男性	女性		
1945年4月2日 ~47年4月1日	1950年4月2日 ~52年4月1日	63歳	60歳
47年4月2日 ~49年4月1日	52年4月2日 ~54年4月1日	64歳	
49年4月2日 ~53年4月1日	54年4月2日 ~58年4月1日	65歳 ※1	61歳
53年4月2日 ~55年4月1日	58年4月2日 ~60年4月1日		62歳
55年4月2日 ~57年4月1日	60年4月2日 ~62年4月1日		63歳
57年4月2日 ~59年4月1日	62年4月2日 ~64年4月1日		64歳
59年4月2日 ~61年4月1日	64年4月2日 ~66年4月1日		65歳 ※2
61年4月2日 以降	66年4月2日 以降		

日本の平均寿命  
平成24年  
男性 80.21歳  
女性 86.61歳

※1老齢基礎年金に切り替わる  
※2老齢厚生年金に切り替わる

### 厚生年金繰り下げ受給の加算率

寿命が延び65歳以降も働く人(働きたいと考えている人)が増えています。65歳から受けられる老齢厚生年金は、66歳以降の希望する年齢まで支給を繰り下げることができます。支給を繰り下げた場合は、繰り下げ期間中は年金を受け取れませんが、66歳以降年金の受給開始するときに「繰り下げ加算額」を増額した年金を受けることができます。

申し出の年齢	加算率
66歳0ヶ月~66歳11ヶ月	8.4%~16.1%増額
67歳0ヶ月~67歳11ヶ月	16.8%~24.5%増額
68歳0ヶ月~68歳11ヶ月	25.2%~32.9%増額
69歳0ヶ月~69歳11ヶ月	33.6%~41.3%増額
70歳0ヶ月以上	42%増額

※**個人年金**には**利率固定定額タイプ**と、**利率変動の変額タイプ**

があります。定額タイプは予定する年金額が安定的ですが、利率は低め。変動タイプは運用成績次第で年金額も変動しますが、予定している利率は高めです。**利率変動の個人年金ならば、インフレにも強い。**

※二階建ての厚生年金部分のもらえる金額については、国民年金のように一律ではなく、その人がもらっている給料によって金額が異なります。

年金の繰り下げを選択すると、その期間は年金をもらうことはできません。最大5年の繰り下げをすると、70歳まで年金はありません。そこで、**個人年金の確定年金(5年の有期年金)**を利用して、繰り下げ待機中の65歳から70歳までを乗り切る方法です。